

令和5年度 延岡市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和5年7月1日策定

1. 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 対象となる障がい者就労施設等

本調達方針で優先的に調達することとする障がい者就労施設等は、法第2条第2項及び第4項に掲げる以下の施設等とする。

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設
- (2) 障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設
- (3) 障がい者の雇用の促進等に関する法律に定める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3. 調達推進の基本的事項

- (1) 法第9条の規定に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障がい者就労施設等からの調達の推進を図るための方針を作成し、遅滞なく、公表するものとする。
- (2) この方針に基づき、当該年度における調達を行うこととし、会計年度又は事業年度の終了後、遅滞なく、調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

4. 調達を推進する物品等の種類

- (1) 事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品
- (2) 印刷請負業務、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他の役務の提供を受ける業務等

5. 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の市長事務部局のほか、各委員会事務局、上下水道局及び消防本部とする。

6. 調達目標

令和5年度における調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

7. その他

- (1) 障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を庁内各課室に積極的に提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 障がい者就労施設等から調達した実績のある物品等については、引き続き当該障がい者就労施設等から調達を行うよう努めるものとする。
- (3) 本庁庁舎内において、障がい者就労施設等の物品販売スペースの提供を行い、障がい者就労施設等の収益の向上に資することとする。